

お客さま各位

改元に関する各種対応について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼を申し上げます。
2019年5月1日の改元に関する各種対応について、以下の通りお知らせいたします。

【改元に関するQ&A】

Q1 「平成」が記載されている帳票・書書類はそのまま使用できるのか	
A1	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年5月以降も、「平成」表記の帳票類はそのままご使用いただけます。 (例) 平成31年5月7日 ・「令和」をご使用いただく場合は、「平成」に二重線を引き、「令和」をご記入のうえご使用ください。 この場合、訂正印は不要です。 <p>(例) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;">令和 平成1年5月7日</table> または、 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;">令和 平成元年5月7日</table></p>
Q2 「平成」が表記されている手形・小切手は使用可能か	
A2	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年5月以降も、振出日・支払日を問わず、「平成」表記の手形・小切手類はご使用いただけます。 ご使用の際は、Q1の要領でご記入ください。
Q3 「令和」表記の手形・小切手、帳票類を改元後すぐに使用したい	
A3	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和」表記の手形・小切手帳、帳票類の作成に相応の時間を要するため、一定のお時間をいただきます。 大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。
Q4 帳票等に西暦を使用してもよいか。	
A4	<ul style="list-style-type: none"> ・手形・小切手は、和暦表記が必要です。西暦表記はご使用いただけません。ご使用の際は、Q1の要領でご記入ください。 ・帳票・書書類には「年 月 日」のように和暦・西暦表記のないものがあります。この場合は、どちらもご使用いただけます。

以上